

陸前高田市議会定例会提出議案(追加分)

番号	件名
議案第16号	給与等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
議案第17号	令和7年度陸前高田市一般会計補正予算(第5号)
議案第18号	令和7年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第19号	令和7年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算(第4号)
議案第20号	令和7年度陸前高田市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第21号	令和7年度陸前高田市下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第 16 号

給与等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

給与等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するため、  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の  
議決を求める。

令和 7 年 12 月 12 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

給与等の見直しに伴い、関係条例を整理しようとして提案するものである。

## 給与等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 丶丶丶（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>395, 000</td></tr><tr><td>2</td><td>444, 000</td></tr><tr><td>3</td><td>496, 000</td></tr><tr><td>4</td><td>560, 000</td></tr><tr><td>5</td><td>639, 000</td></tr><tr><td>6</td><td>746, 000</td></tr><tr><td>7</td><td>871, 000</td></tr></tbody></table> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	号給	給料月額	1	395, 000	2	444, 000	3	496, 000	4	560, 000	5	639, 000	6	746, 000	7	871, 000	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 丶丶丶（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>408, 000</td></tr><tr><td>2</td><td>459, 000</td></tr><tr><td>3</td><td>512, 000</td></tr><tr><td>4</td><td>579, 000</td></tr><tr><td>5</td><td>660, 000</td></tr><tr><td>6</td><td>771, 000</td></tr><tr><td>7</td><td>900, 000</td></tr></tbody></table>	号給	給料月額	1	408, 000	2	459, 000	3	512, 000	4	579, 000	5	660, 000	6	771, 000	7	900, 000
号給	給料月額																																
1	395, 000																																
2	444, 000																																
3	496, 000																																
4	560, 000																																
5	639, 000																																
6	746, 000																																
7	871, 000																																
号給	給料月額																																
1	408, 000																																
2	459, 000																																
3	512, 000																																
4	579, 000																																
5	660, 000																																
6	771, 000																																
7	900, 000																																

第2条 陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(陸前高田市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 陸前高田市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第22号）  
の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは、改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 丶丶丶 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは、改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 丶丶丶 (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第4条 陸前高田市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 、、、(略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間(改選により再就職したときは、改選前の在職期間を通算する。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 、、、(略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 、、、(略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u></p> <p><u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間(改選により再就職したときは、改選前の在職期間を通算する。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) 、、、(略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(陸前高田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 陸前高田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 、、、(略)</p> <p>2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 、、、(略)</p> <p>2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第6条 陸前高田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 、、、(略)</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 、、、(略)</p>

2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第10条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u></p> <p>(2) 、、、（略）</p> <p>2及び3 、、、（略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第10条の5 、、、（略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 、、、（略）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）並びに陸前高田市職員の修学部分休業に関する条例（平成20年条例第21号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第10条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>417,600円</u></p> <p>(2) 、、、（略）</p> <p>2及び3 、、、（略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第10条の5 、、、（略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 、、、（略）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 _____ 支給単位期間につき、<u>通勤距離</u> _____（育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）並びに陸前高田市職員の修学部分休業に関する条例（平成20年条例第21号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員にあっては、<u>通勤距離及び通勤回数</u>）を考慮して<u>66,400円</u>の範囲内において規則で定める額 _____</p>

片道の自動車等の使用距離	額
4 キロメートル未満	2,100 円
4 キロメートル以上 6 キロメートル未満	3,400 円
6 キロメートル以上 8 キロメートル未満	4,600 円
8 キロメートル以上 10 キロメートル未満	5,700 円
10 キロメートル以上 12 キロメートル未満	6,900 円
12 キロメートル以上 14 キロメートル未満	8,100 円
14 キロメートル以上 16 キロメートル未満	9,200 円
16 キロメートル以上 18 キロメートル未満	10,400 円
18 キロメートル以上 20 キロメートル未満	11,500 円
20 キロメートル以上 22 キロメートル未満	12,600 円
22 キロメートル以上 24 キロメートル未満	13,700 円
24 キロメートル以上 26 キロメートル未満	14,800 円
26 キロメートル以上 28 キロメートル未満	15,800 円
28 キロメートル以上 30 キロメートル未満	16,900 円
30 キロメートル以上 32 キロメートル未満	17,900 円
32 キロメートル以上 34 キロメートル未満	18,800 円
34 キロメートル以上 36 キロメートル未満	19,700 円
36 キロメートル以上 38 キロメートル未満	20,700 円
38 キロメートル以上 40 キロメートル未満	21,700 円
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	23,700 円
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	26,400 円
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	29,200 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	32,000 円
60 キロメートル以上 65 キロメートル未満	34,800 円
65 キロメートル以上 70 キロメートル未満	37,600 円
70 キロメートル以上 75 キロメートル未満	40,400 円
75 キロメートル以上 80 キロメートル未満	43,100 円
80 キロメートル以上 85 キロメートル未満	45,900 円

85 キロメートル以上 90 キロメートル未満	48,700 円
90 キロメートル以上	51,500 円

(3) 、ヽヽヽ (略)

3~6 、ヽヽヽ (略)

(宿日直手当)

第14条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、医師にあっては21,000円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるもの（以下「半日勤務日」という。）に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、31,500円）、特殊な業務を主として行う職員にあっては7,400円（半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、11,100円）、その他の職員にあっては4,400円（半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、6,600円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 、ヽヽヽ (略)

(期末手当)

第20条 、ヽヽヽ (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 、ヽヽヽ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4~6 、ヽヽヽ (略)

(勤勉手当)

第21条 、ヽヽヽ (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）に

(3) 、ヽヽヽ (略)

3~6 、ヽヽヽ (略)

(宿日直手当)

第14条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、医師にあっては22,500円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるもの（以下「半日勤務日」という。）に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、33,750円）、特殊な業務を主として行う職員にあっては7,700円（半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、11,550円）、その他の職員にあっては4,700円（半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、7,050円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 、ヽヽヽ (略)

(期末手当)

第20条 、ヽヽヽ (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 、ヽヽヽ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4~6 、ヽヽヽ (略)

(勤勉手当)

第21条 、ヽヽヽ (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）に

おいて受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3~5 ノヽヽ(略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	184,800	231,700	267,400	301,300	324,000	358,300
	2	185,900	233,200	268,400	302,800	325,900	360,000
	3	187,100	234,700	269,400	304,300	327,700	361,600
	4	188,200	236,300	270,400	305,700	329,400	363,200
	5	189,300	237,800	271,500	307,200	331,100	364,900
	6	191,000	239,300	272,500	308,300	332,800	366,700
	7	192,600	240,800	273,500	309,300	334,600	368,200
	8	194,200	242,300	274,500	310,500	336,300	369,800
	9	195,800	243,800	275,500	311,700	337,900	371,200
	10	197,600	245,300	276,500	313,300	339,600	372,800
	11	199,200	246,700	277,500	315,000	341,300	374,500
	12	200,800	248,100	278,600	316,600	342,900	376,000
	13	202,400	249,400	279,700	318,100	344,500	377,900
	14	204,100	250,700	281,000	319,700	346,100	379,800
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	15	205,800	252,000	282,300	321,300	347,700	381,700
	16	207,500	253,200	283,500	323,000	349,200	383,600
	17	208,800	254,400	284,800	324,500	350,600	385,100
	18	210,500	255,400	286,100	326,200	352,400	386,900
	19	212,100	256,500	287,400	327,800	354,000	388,600
	20	213,600	257,600	288,600	329,400	355,600	390,200
	21	215,100	258,600	289,700	330,800	356,800	391,900
	22	216,700	259,600	290,900	332,600	358,300	393,300
	23	218,300	260,700	292,200	334,300	359,800	394,800
	24	220,000	261,700	293,500	335,900	361,400	396,200
	25	221,600	262,700	294,900	337,100	363,100	397,600
	26	223,300	263,600	295,900	339,000	364,900	398,800
	27	224,600	264,500	296,900	340,800	366,600	400,000
	28	225,900	265,300	298,000	342,400	368,300	401,000
	29	227,300	266,100	299,100	343,900	369,700	402,100
	30	228,400	266,900	300,300	345,500	371,000	403,300
	31	229,500	267,700	301,500	347,100	372,300	404,400
	32	230,600	268,600	302,700	348,700	373,700	405,600
	33	231,700	269,300	303,900	350,500	374,800	406,300
	34	232,800	270,100	305,200	352,300	375,700	407,000
	35	233,900	270,900	306,500	354,100	376,700	407,700
	36	235,100	271,700	307,800	355,900	377,800	408,400
	37	236,200	272,400	309,100	357,400	378,600	408,800
	38	237,200	273,200	310,500	358,800	379,500	409,400
	39	238,200	273,900	311,800	360,200	380,400	409,900

おいて受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3~5 ノヽヽ(略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	197,100	243,700	278,400	312,300	335,300	369,900
	2	198,200	245,000	279,400	313,800	337,200	371,600
	3	199,400	246,400	280,400	315,200	339,000	373,200
	4	200,500	247,900	281,400	316,600	340,700	374,800
	5	201,600	249,300	282,500	318,100	342,400	376,500
	6	203,300	250,700	283,500	319,200	344,100	378,300
	7	204,900	252,100	284,400	320,200	345,900	379,800
	8	206,500	253,500	285,400	321,400	347,500	381,400
	9	208,000	254,900	286,400	322,600	349,100	382,700
	10	209,800	256,200	287,400	324,200	350,800	384,300
	11	211,400	257,500	288,400	325,900	352,500	386,000
	12	213,000	258,800	289,400	327,500	354,100	387,500
	13	214,500	260,100	290,500	328,900	355,700	389,400
	14	216,200	261,400	291,800	330,500	357,300	391,300
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	15	217,900	262,700	293,100	332,100	358,900	393,200
	16	219,600	263,900	294,300	333,800	360,400	395,100
	17	220,800	265,100	295,500	335,200	361,800	396,600
	18	222,500	266,100	296,800	336,900	363,600	398,400
	19	224,100	267,200	298,100	338,500	365,200	400,100
	20	225,600	268,300	299,300	340,100	366,800	401,700
	21	227,100	269,200	300,300	341,500	367,900	403,400
	22	228,700	270,200	301,500	343,300	369,400	404,800
	23	230,300	271,300	302,700	345,000	370,900	406,300
	24	232,000	272,300	304,000	346,600	372,500	407,700
	25	233,600	273,300	305,400	347,800	374,200	409,100
	26	235,300	274,200	306,400	349,700	376,000	410,300
	27	236,600	275,000	307,400	351,500	377,600	411,500
	28	237,900	275,800	308,400	353,100	379,300	412,500
	29	239,300	276,600	309,500	354,600	380,700	413,600
	30	240,400	277,400	310,700	356,200	382,000	414,800
	31	241,500	278,200	311,900	357,800	383,300	415,900
	32	242,600	279,000	313,100	359,400	384,700	417,100
	33	243,700	279,700	314,200	361,200	385,800	417,800
	34	244,600	280,500	315,500	363,000	386,700	418,500
	35	245,500	281,300	316,800	364,800	387,700	419,100
	36	246,600	282,000	318,100	366,600	388,700	419,800
	37	247,600	282,700	319,300	368,100	389,500	420,200
	38	248,500	283,500	320,700	369,500	390,400	420,800
	39	249,400	284,100	322,000	370,900	391,300	421,300

	40	239,100	274,700	313,100	361,700	381,200	410,300			40	250,200	284,900	323,300	372,400	392,100	421,700
	41	240,000	275,300	314,400	363,200	382,000	410,700			41	251,000	285,500	324,600	373,900	392,900	422,100
	42	240,900	276,100	315,700	364,000	382,900	410,900			42	251,700	286,200	325,800	374,700	393,800	422,300
	43	241,700	276,900	317,000	365,000	383,700	411,200			43	252,300	286,900	327,100	375,600	394,600	422,600
	44	242,500	277,600	318,200	366,000	384,400	411,500			44	252,900	287,600	328,300	376,600	395,300	422,900
	45	243,300	278,300	319,100	366,900	385,100	411,800			45	253,700	288,300	329,200	377,500	396,000	423,200
	46	243,900	279,000	320,400	368,000	385,800	412,100			46	254,300	288,900	330,500	378,600	396,700	423,500
	47	244,500	279,700	321,700	368,900	386,500	412,400			47	254,900	289,600	331,800	379,500	397,400	423,800
	48	245,100	280,500	323,000	369,900	387,200	412,700			48	255,500	290,300	333,100	380,500	398,100	424,100
	49	245,700	281,200	324,200	370,800	387,700	412,900			49	256,000	291,000	334,200	381,400	398,600	424,300
	50	246,300	281,900	325,500	371,600	388,300	413,200			50	256,600	291,600	335,500	382,200	399,200	424,600
	51	246,900	282,600	326,700	372,300	388,900	413,500			51	257,200	292,300	336,700	382,900	399,800	424,800
	52	247,400	283,300	328,000	372,900	389,600	413,800			52	257,700	293,000	338,000	383,500	400,500	425,100
	53	247,900	283,900	329,300	373,300	390,000	414,100			53	258,100	293,500	339,300	383,900	400,900	425,400
	54	248,300	284,600	330,400	373,900	390,600	414,400			54	258,500	294,100	340,300	384,500	401,500	425,700
	55	248,700	285,200	331,500	374,600	391,200	414,700			55	258,900	294,700	341,400	385,100	402,100	426,000
	56	249,000	285,900	332,600	375,300	391,700	415,000			56	259,200	295,400	342,500	385,800	402,600	426,300
	57	249,300	286,500	333,300	375,600	392,100	415,200			57	259,500	296,000	343,200	386,100	403,000	426,500
	58	249,600	287,300	334,200	376,300	392,700	415,500			58	259,800	296,700	344,100	386,800	403,600	426,800
	59	249,900	287,900	334,900	377,000	393,300	415,800			59	260,100	297,300	344,800	387,500	404,200	427,100
	60	250,200	288,600	335,700	377,600	393,900	416,200			60	260,400	298,000	345,600	388,100	404,800	427,500
	61	250,500	289,200	336,500	377,900	394,300	416,400			61	260,700	298,600	346,400	388,400	405,200	427,700
	62	250,800	289,900	336,900	378,400	394,800	416,700			62	261,000	299,200	346,800	388,900	405,700	428,000
	63	251,100	290,500	337,600	379,000	395,300	417,000			63	261,300	299,700	347,400	389,500	406,200	428,300
	64	251,400	291,000	338,300	379,600	395,900	417,200			64	261,600	300,200	348,100	390,100	406,800	428,500
	65	251,700	291,500	339,100	379,900	396,200	417,400			65	261,900	300,700	348,900	390,400	407,100	428,700
	66	252,000	292,100	339,800	380,500	396,600				66	262,200	301,300	349,600	391,000	407,500	
	67	252,400	292,600	340,500	381,200	397,000				67	262,600	301,800	350,300	391,700	407,800	
	68	252,700	293,200	341,100	381,800	397,400				68	262,900	302,400	350,900	392,300	408,200	
	69	253,000	293,800	341,600	382,300	397,700				69	263,200	302,900	351,400	392,800	408,500	
	70	253,300	294,300	342,200	382,800	398,000				70	263,500	303,400	352,000	393,300	408,800	
	71	253,600	294,900	342,700	383,400	398,300				71	263,800	303,900	352,500	393,900	409,100	
	72	253,900	295,500	343,300	383,900	398,500				72	264,100	304,500	353,100	394,400	409,300	
	73	254,200	296,000	343,600	384,400	398,700				73	264,400	305,000	353,400	394,900	409,500	
	74	254,500	296,500	344,100	385,000	399,000				74	264,700	305,400	353,900	395,500	409,800	
	75	254,800	296,900	344,500	385,500	399,300				75	265,000	305,700	354,200	395,900	410,100	
	76	255,100	297,200	344,900	385,800	399,500				76	265,300	306,000	354,600	396,200	410,300	
	77	255,400	297,400	345,300	386,200	399,700				77	265,600	306,200	355,000	396,600	410,500	
	78	255,700	297,700	345,800	386,700	400,000				78	265,900	306,500	355,500	397,100	410,800	
	79	256,000	297,900	346,300	387,100	400,300				79	266,200	306,700	356,000	397,500	411,100	
	80	256,300	298,200	346,800	387,500	400,500				80	266,500	307,000	356,500	397,900	411,300	
	81	256,600	298,400	347,100	387,900	400,700				81	266,800	307,200	356,800	398,300	411,500	
	82	257,000	298,600	347,500	388,400	401,000				82	267,200	307,400	357,200	398,800	411,800	
	83	257,300	298,900	347,900	388,800	401,300				83	267,500	307,700	357,600	399,200	412,100	
	84	257,600	299,100	348,400	389,200	401,500				84	267,800	307,900	358,100	399,600	412,300	
	85	257,900	299,400	348,700	389,500	401,700				85	268,100	308,200	358,400	399,900	412,500	
	86	258,200	299,700	349,100	390,000	402,000				86	268,400	308,400	358,800	400,400	412,700	
	87	258,500	300,000	349,500	390,400	402,300				87	268,700	308,700	359,200	400,800	413,000	
	88	258,800	300,300	349,900	390,800	402,500				88	269,000	309,000	359,600	401,200	413,200	
	89	259,100	300,600	350,100	391,100	402,700				89	269,300	309,300	359,800	401,500	413,400	
	90	259,400	300,900	350,500	391,600					90	269,600	309,600	360,200	402,000		
	91	259,700	301,200	350,900	392,000					91	269,900	309,900	360,600	402,400		
	92	260,000	301,600	351,300	392,400					92	270,200	310,200	361,000	402,800		
	93	260,300	301,800	351,500	392,700					93	270,500	310,400	361,200	403,100		
	94		302,000	351,900						94		310,600	361,500			
	95		302,300	352,300						95		310,900	361,900			

96		<u>302,700</u>	<u>352,600</u>				96		<u>311,300</u>	<u>362,200</u>				
97		<u>303,000</u>	<u>352,900</u>				97		<u>311,600</u>	<u>362,500</u>				
98		<u>303,300</u>	<u>353,300</u>				98		<u>311,900</u>	<u>362,900</u>				
99		<u>303,700</u>	<u>353,700</u>				99		<u>312,200</u>	<u>363,300</u>				
100		<u>304,100</u>	<u>354,100</u>				100		<u>312,600</u>	<u>363,700</u>				
101		<u>304,300</u>	<u>354,600</u>				101		<u>312,800</u>	<u>364,200</u>				
102		<u>304,600</u>	<u>355,000</u>				102		<u>313,100</u>	<u>364,600</u>				
103		<u>304,900</u>	<u>355,400</u>				103		<u>313,400</u>	<u>365,000</u>				
104		<u>305,200</u>	<u>355,800</u>				104		<u>313,700</u>	<u>365,400</u>				
105		<u>305,400</u>	<u>356,300</u>				105		<u>313,900</u>	<u>365,900</u>				
106		<u>305,700</u>	<u>356,700</u>				106		<u>314,200</u>	<u>366,300</u>				
107		<u>306,000</u>	<u>357,000</u>				107		<u>314,500</u>	<u>366,600</u>				
108		<u>306,300</u>	<u>357,300</u>				108		<u>314,800</u>	<u>366,900</u>				
109		<u>306,500</u>	<u>357,800</u>				109		<u>315,000</u>	<u>367,300</u>				
110		<u>306,900</u>					110		<u>315,300</u>					
111		<u>307,300</u>					111		<u>315,700</u>					
112		<u>307,600</u>					112		<u>316,000</u>					
113		<u>307,800</u>					113		<u>316,200</u>					
114		<u>308,000</u>					114		<u>316,400</u>					
115		<u>308,300</u>					115		<u>316,700</u>					
116		<u>308,700</u>					116		<u>317,100</u>					
117		<u>308,900</u>					117		<u>317,300</u>					
118		<u>309,100</u>					118		<u>317,500</u>					
119		<u>309,400</u>					119		<u>317,800</u>					
120		<u>309,700</u>					120		<u>318,100</u>					
121		<u>310,100</u>					121		<u>318,400</u>					
122		<u>310,300</u>					122		<u>318,600</u>					
123		<u>310,600</u>					123		<u>318,900</u>					
124		<u>310,900</u>					124		<u>319,200</u>					
125		<u>311,200</u>					125		<u>319,500</u>					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員							定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員							
		<u>193,700</u>	<u>221,400</u>	<u>262,300</u>	<u>282,200</u>	<u>297,500</u>			<u>202,000</u>	<u>229,700</u>	<u>271,800</u>	<u>292,600</u>	<u>308,300</u>	<u>334,700</u>

～ (略) ～

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	<u>291,400</u>	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	<u>549,800</u>	<u>596,100</u>
	2	<u>293,700</u>	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>555,900</u>	<u>602,100</u>
定年	3	<u>296,000</u>	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>561,200</u>	<u>607,400</u>
前再	4	<u>298,200</u>	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>566,100</u>	<u>611,900</u>
任用						
短時	5	<u>300,300</u>	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>570,500</u>	<u>615,900</u>
間勤	6	<u>303,800</u>	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>574,800</u>	<u>619,400</u>
務職	7	<u>307,300</u>	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>578,400</u>	<u>622,400</u>
員以	8	<u>310,700</u>	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>	<u>625,200</u>
外の						
職員	9	<u>314,100</u>	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>583,900</u>	
	10	<u>317,600</u>	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>586,200</u>	
	11	<u>321,000</u>	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>		
	12	<u>324,400</u>	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>		

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	<u>305,600</u>	<u>415,600</u>	<u>470,300</u>	<u>566,200</u>	<u>613,700</u>
	2	<u>307,900</u>	<u>418,300</u>	<u>472,300</u>	<u>572,300</u>	<u>619,500</u>
定年	3	<u>310,200</u>	<u>420,900</u>	<u>474,200</u>	<u>577,400</u>	<u>624,500</u>
前再	4	<u>312,400</u>	<u>423,300</u>	<u>476,100</u>	<u>582,100</u>	<u>628,800</u>
任用						
短時	5	<u>314,500</u>	<u>425,600</u>	<u>477,500</u>	<u>586,400</u>	<u>632,800</u>
間勤	6	<u>318,000</u>	<u>427,800</u>	<u>479,200</u>	<u>590,700</u>	<u>636,200</u>
務職	7	<u>321,500</u>	<u>429,800</u>	<u>481,000</u>	<u>594,100</u>	<u>639,100</u>
員以	8	<u>324,900</u>	<u>431,900</u>	<u>482,800</u>	<u>597,000</u>	<u>641,800</u>
外の						
職員	9	<u>328,300</u>	<u>434,000</u>	<u>484,600</u>	<u>599,500</u>	
	10	<u>331,800</u>	<u>435,500</u>	<u>486,300</u>	<u>601,800</u>	
	11	<u>335,200</u>	<u>437,000</u>	<u>488,100</u>		
	12	<u>338,600</u>	<u>438,500</u>	<u>489,900</u>		

13	327,800	424,900	476,700		13	342,000	439,900	491,700	
14	331,300	426,400	478,500		14	345,500	441,300	493,400	
15	334,700	427,900	480,300		15	348,900	442,800	495,200	
16	338,100	429,300	482,100		16	352,300	444,200	497,000	
17	341,500	430,700	483,900		17	355,700	445,500	498,800	
18	344,600	432,200	485,800		18	358,800	447,000	500,700	
19	347,700	433,700	487,700		19	362,000	448,400	502,600	
20	350,800	435,100	489,600		20	365,200	449,800	504,500	
21	354,000	436,500	491,500		21	368,500	451,100	506,400	
22	357,100	438,000	493,200		22	371,600	452,600	508,100	
23	360,200	439,500	495,000		23	374,700	454,000	509,900	
24	363,200	440,900	496,800		24	377,700	455,400	511,700	
25	366,200	442,300	498,400		25	380,800	456,800	513,300	
26	368,500	443,700	500,200		26	383,100	458,200	515,100	
27	370,800	445,100	502,000		27	385,400	459,500	516,900	
28	373,000	446,500	503,600		28	387,600	460,900	518,400	
29	374,900	447,900	505,000		29	389,500	462,300	519,800	
30	376,600	449,300	506,700		30	391,200	463,600	521,500	
31	378,300	450,700	508,500		31	392,900	465,000	523,300	
32	380,100	452,100	510,200		32	394,700	466,400	525,000	
33	381,900	453,500	511,700		33	396,400	467,700	526,500	
34	383,700	454,900	513,000		34	398,200	469,100	527,800	
35	385,300	456,300	514,300		35	399,800	470,400	529,100	
36	386,700	457,700	515,600		36	401,100	471,800	530,400	
37	388,100	459,100	516,600		37	402,500	473,200	531,400	
38	389,600	460,800	517,900		38	403,900	474,900	532,700	
39	391,100	462,400	519,200		39	405,300	476,500	534,000	
40	392,600	464,000	520,500		40	406,700	478,000	535,300	
41	394,100	465,600	521,500		41	408,200	479,600	536,300	
42	394,800	466,800	522,300		42	408,900	480,800	537,100	
43	395,400	468,000	523,100		43	409,500	481,900	537,900	
44	396,100	469,100	523,900		44	410,100	483,000	538,700	
45	397,000	470,100	524,800		45	410,900	484,000	539,600	
46	397,600	471,100	525,600		46	411,500	484,900	540,400	
47	398,200	472,000	526,400		47	412,100	485,800	541,200	
48	398,800	472,800	527,100		48	412,600	486,600	541,900	
49	399,400	473,500	527,900		49	413,100	487,300	542,700	
50	399,900	474,200	528,700		50	413,500	488,000	543,500	
51	400,400	474,900	529,400		51	414,000	488,700	544,200	
52	400,900	475,500	530,300		52	414,400	489,300	545,100	
53	401,400	476,200	531,200		53	414,800	489,900	546,000	
54	401,800	476,900	532,000		54	415,100	490,600	546,800	
55	402,200	477,500	532,900		55	415,400	491,200	547,700	
56	402,600	478,100	533,800		56	415,800	491,800	548,600	
57	403,000	478,400	534,600		57	416,100	492,100	549,400	
58	403,400	479,000	535,500		58	416,500	492,700	550,200	
59	403,800	479,700	536,400		59	416,800	493,300	551,000	
60	404,200	480,400	537,100		60	417,200	494,000	551,700	
61	404,600	480,800	537,900		61	417,600	494,400	552,500	
62	405,000	481,400	538,800		62	417,900	495,000	553,400	
63	405,400	482,100	539,700		63	418,200	495,700	554,300	
64	405,800	482,800	540,600		64	418,500	496,400	555,200	
65	406,100	483,200	541,400		65	418,800	496,800	556,000	
66		483,800	542,300		66		497,400	556,900	
67		484,400	543,200		67		498,000	557,800	
68		484,900	544,100		68		498,500	558,700	

69		485,400	544,900				69		499,000	559,500			
70		485,900	545,800				70		499,500	560,400			
71		486,400	546,700				71		500,000	561,300			
72		486,900	547,600				72		500,500	562,200			
73		487,300	548,400				73		500,900	563,000			
74		487,800					74		501,400				
75		488,200					75		501,800				
76		488,700					76		502,200				
77		489,200					77		502,700				
78		489,800					78		503,300				
79		490,400					79		503,800				
80		490,800					80		504,200				
81		491,300					81		504,700				
82		491,900					82		505,300				
83		492,500					83		505,900				
84		493,000					84		506,400				
85		493,500					85		506,900				
定年再任用短時間勤務職員		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800	定年再任用短時間勤務職員		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

～（略）～

別表第3（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		1	213,100	234,200	257,300	297,700	334,700
		2	215,500	236,400	259,400	298,700	336,200
		3	217,900	238,600	261,600	299,700	337,700
		4	220,300	240,900	263,800	300,600	339,200
		5	222,700	243,100	265,900	301,200	340,700
		6	225,100	245,100	267,200	301,900	342,200
		7	227,600	247,100	268,600	302,700	343,500
		8	229,800	248,900	269,900	303,400	344,800
		9	232,000	250,800	271,200	304,100	346,100
		10	234,100	252,500	272,500	304,800	347,700
定年		11	236,200	254,200	273,800	305,500	349,400
前再任用		12	238,200	255,600	275,100	306,100	351,000
短時		13	240,300	257,000	276,500	306,800	352,500
間勤		14	242,300	258,900	277,700	307,600	354,100
務職		15	244,300	260,300	278,800	308,400	355,700
員以		16	245,900	261,800	280,300	309,200	357,300
外の職員		17	247,500	263,300	281,600	309,900	358,800
		18	249,100	264,500	282,900	310,700	360,400
		19	250,600	265,700	284,300	311,700	362,000
		20	252,100	266,900	285,500	312,600	363,500
		21	253,600	268,200	286,700	313,500	365,000
		22	255,200	269,400	287,300	314,800	366,700
		23	256,800	270,700	287,900	316,200	368,300
		24	258,300	272,000	288,500	317,500	369,900
		25	259,800	273,400	289,000	318,800	371,300
		26	261,000	274,900	289,600	320,300	373,000
		27	262,200	276,200	290,300	321,600	374,700
		28	263,400	277,500	290,800	322,800	376,400

69		499,000	559,500				69		499,500	559,500		
70		499,500	560,400				70		500,000	561,300		
71		500,000	561,300				71		500,500	562,200		
72		500,500	562,200				72		500,900	563,000		
73		500,900	563,000				73		501,400			
74		501,400					74		501,800			
75		501,800					75		502,200			
76		502,200					76		502,700			
77		502,700					77		503,300			
78		503,300					78		503,800			
79		503,800					79		504,200			
80		504,200					80		504,700			
81		504,700					81		505,300			
82		505,300					82		505,900			
83		505,900					83		506,400			
84		506,400					84		506,900			
85		506,900					85					
定年再任用短時間勤務職員		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500	定年再任用短時間勤務職員					

～（略）～

別表第3（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		1	227,100	248,200	271,400	310,500	346,900
		2	229,500	250,400	273,400	311,500	348,400
		3	231,900	252,600	275,500	312,400	349,800
		4	234,300	254,900	277,600	313,300	351,300
		5	236,600	257,100	279,600	313,900	352,800
		6	239,000	259,100	280,900	314,600	354,300
		7	241,500	261,100	282,300	315,300	355,600
		8	243,700	262,900	283,600	316,000	356,900
		9	245,900	264,800	284,900	316,600	358,200
		10	248,000	266,500	286,200	317,300	359,800
定年		11	250,100	268,200	287,400	318,000	361,500
前再任用		12	252,100	269,600	288,600	318,600	363,100
短時		13	254,100	271,000	289,900	319,300	364,500
間勤		14	256,100	272,900	290,900	320,000	366,100
務職		15	258,100	274,200	291,900	320,700	367,600
員以		16	259,700	275,600	293,300	321,500	369,200
外の職員		17	261,300	277,000	294,400	322,200	370,700
		18	262,900	278,200	295,500	323,000	372,300
		19	264,400	279,400	296,700	324,000	373,800
		20	265,900	280,600	297,800	324,800	375,300
		21	267,400	281,900	299,000	325,700	376,800
		22	268,900	283,000	299,600	326,900	378,500
		23	270,500	284,200	300,100	328,300	380,100
		24	272,000	285,300	300,700	329,600	381,700
		25	273,500	286,600	301,100	330,800	383,100
		26	274,700	288,000	301,700	332,300	384,800
		27	275,900	289,200	302,300	333,600	386,500
		28	277,100	290,400	302,800	334,700	388,200

29	264,700	278,500	291,300	323,800	378,000		29	278,400	291,300	303,200	335,600	389,800
30	266,000	279,800	291,900	325,000	379,600		30	279,500	292,300	303,800	336,800	391,400
31	267,300	281,100	292,400	326,200	381,200		31	280,600	293,400	304,300	337,900	393,000
32	268,600	282,300	292,900	327,300	382,900		32	281,700	294,400	304,800	339,000	394,600
33	269,900	283,600	293,400	328,400	384,700		33	283,000	295,700	305,300	340,100	396,400
34	271,400	284,200	294,000	329,700	386,700		34	284,300	296,300	305,900	341,400	398,400
35	272,700	284,800	294,500	330,900	388,700		35	285,500	296,900	306,300	342,600	400,400
36	274,200	285,400	295,000	332,000	390,700		36	286,900	297,500	306,700	343,600	402,400
37	275,200	285,900	295,600	333,100	392,400		37	287,800	297,900	307,300	344,700	404,100
38	276,500	286,500	296,200	334,300	394,100		38	288,800	298,500	307,900	345,900	405,800
39	277,800	287,100	296,800	335,500	395,700		39	289,900	299,100	308,500	347,100	407,400
40	279,000	287,700	297,400	336,800	397,200		40	291,000	299,600	309,000	348,400	408,900
41	280,200	288,300	298,100	338,000	398,400		41	292,200	300,100	309,600	349,500	410,100
42	280,800	288,900	298,800	339,200	399,400		42	292,800	300,700	310,300	350,600	411,100
43	281,500	289,500	299,500	340,400	400,400		43	293,500	301,300	311,000	351,800	412,100
44	282,100	290,000	300,200	341,600	401,400		44	294,000	301,800	311,600	353,000	413,100
45	282,500	290,500	300,800	342,800	402,500		45	294,400	302,200	312,200	354,100	414,100
46	283,100	291,000	301,800	344,100	403,600		46	294,900	302,700	313,100	355,400	415,200
47	283,600	291,500	302,600	345,400	404,700		47	295,400	303,200	313,900	356,700	416,300
48	284,100	292,000	303,400	346,600	405,900		48	295,900	303,700	314,600	357,900	417,500
49	284,600	292,600	304,200	347,800	407,200		49	296,300	304,200	315,400	359,100	418,800
50	285,200	293,100	305,300	349,200	408,000		50	296,800	304,700	316,400	360,400	419,600
51	285,700	293,800	306,400	350,500	408,800		51	297,300	305,400	317,400	361,700	420,400
52	286,200	294,400	307,400	351,800	409,400		52	297,800	305,900	318,400	363,000	421,000
53	286,800	295,000	308,500	352,800	409,900		53	298,400	306,500	319,500	364,000	421,500
54	287,400	295,700	309,600	354,100	410,600		54	299,000	307,100	320,600	365,300	422,200
55	287,900	296,400	310,600	355,300	411,300		55	299,400	307,800	321,600	366,500	422,800
56	288,400	297,100	311,700	356,500	412,000		56	299,800	308,400	322,600	367,700	423,500
57	288,900	297,700	312,700	357,700	412,300		57	300,300	309,000	323,600	368,800	423,800
58	289,400	298,600	313,800	359,100	413,000		58	300,800	309,800	324,700	370,100	424,500
59	289,900	299,400	315,000	360,500	413,700		59	301,300	310,600	325,900	371,500	425,200
60	290,400	300,300	316,100	362,000	414,200		60	301,700	311,400	327,000	373,000	425,700
61	290,900	301,100	317,100	363,300	414,600		61	302,200	312,200	327,800	374,300	426,100
62	291,400	302,000	318,200	364,800	415,000		62	302,600	313,000	328,900	375,800	426,500
63	292,000	302,900	319,300	366,300	415,500		63	303,200	313,800	330,000	377,300	427,000
64	292,500	303,800	320,400	367,700	416,100		64	303,600	314,700	331,100	378,700	427,600
65	293,000	304,600	321,400	368,900	416,600		65	304,100	315,500	332,000	379,900	428,100
66	293,500	305,500	322,600	370,300	417,000		66	304,600	316,300	333,200	381,300	428,500
67	294,000	306,400	323,700	371,600	417,500		67	305,000	317,200	334,300	382,600	429,000
68	294,500	307,200	324,800	373,100	418,000		68	305,400	318,000	335,400	384,100	429,500
69	295,000	308,100	325,800	374,200	418,500		69	305,900	318,900	336,400	385,200	430,000
70	295,500	309,000	327,000	375,400	419,000		70	306,300	319,700	337,500	386,400	430,500
71	296,000	309,900	328,200	376,600	419,600		71	306,700	320,600	338,700	387,600	431,100
72	296,600	310,800	329,400	377,800	420,100		72	307,300	321,500	339,900	388,800	431,600
73	297,100	311,600	330,200	379,100	420,500		73	307,800	322,100	340,700	390,100	432,000
74	297,700	312,600	331,500	380,300	421,100		74	308,300	323,100	342,000	391,300	432,600
75	298,300	313,500	332,800	381,500	421,600		75	308,900	324,000	343,300	392,500	433,000
76	298,800	314,300	334,100	382,700	421,800		76	309,300	324,800	344,600	393,700	433,200
77	299,300	315,000	335,400	383,800	422,100		77	309,800	325,400	345,800	394,800	433,500
78	299,900	315,900	336,800	385,000	422,600		78	310,300	326,300	347,200	396,000	434,000
79	300,500	316,800	338,200	386,100	422,900		79	310,900	327,200	348,600	397,100	434,300
80	301,100	317,800	339,700	387,300	423,200		80	311,500	328,200	350,100	398,300	434,600
81	301,800	318,700	341,000	388,400	423,500		81	312,100	329,100	351,400	399,400	434,900
82	302,500	319,900	342,600	389,000	423,900		82	312,600	330,200	353,000	400,000	435,300
83	303,200	320,900	344,100	389,500	424,300		83	313,300	331,100	354,500	400,500	435,700
84	303,800	321,900	345,600	390,000	424,700		84	313,900	332,100	356,000	401,000	436,100

85	304,400	322,800	347,000	390,600	425,000		85	314,500	333,000	357,400	401,600	436,400
86	305,100	323,800	348,500	391,200	425,400		86	315,100	334,000	358,900	402,200	436,800
87	305,800	324,800	350,100	391,800	425,800		87	315,800	335,000	360,500	402,800	437,200
88	306,500	325,800	351,500	392,400	426,200		88	316,500	336,000	361,900	403,400	437,600
89	307,200	326,800	352,800	392,700	426,500		89	317,200	336,900	363,200	403,700	437,900
90	308,100	328,200	354,000	393,200	426,900		90	318,000	338,300	364,400	404,200	438,300
91	308,900	329,400	355,200	393,800	427,300		91	318,700	339,500	365,600	404,800	438,700
92	309,600	330,600	356,500	394,300	427,700		92	319,400	340,700	366,900	405,300	439,100
93	310,100	331,800	357,800	394,700	428,000		93	319,900	341,900	368,200	405,700	439,400
94	311,000	333,100	359,300	395,100	428,400		94	320,800	343,200	369,700	406,100	439,800
95	311,900	334,300	360,900	395,600	428,800		95	321,700	344,400	371,300	406,600	440,200
96	312,700	335,500	362,300	396,100	429,200		96	322,500	345,600	372,700	407,100	440,600
97	313,500	336,700	363,600	396,500	429,400		97	323,200	346,800	374,000	407,500	440,800
98	314,500	338,100	364,800	397,000			98	324,100	348,200	375,200	408,000	
99	315,400	339,300	365,900	397,500			99	325,000	349,400	376,300	408,500	
100	316,400	340,500	367,100	398,000			100	326,000	350,600	377,500	408,900	
101	317,300	341,900	368,200	398,300			101	326,900	352,000	378,600	409,200	
102	318,300	342,800	369,300	398,700			102	327,900	352,900	379,700	409,600	
103	319,300	343,800	370,400	399,200			103	328,900	353,900	380,800	410,000	
104	320,200	344,900	371,600	399,500			104	329,800	355,000	382,000	410,300	
105	321,000	346,000	372,800	399,800			105	330,600	356,100	383,200	410,600	
106	321,600	347,100	373,300	400,300			106	331,200	357,200	383,700	411,100	
107	322,200	348,100	373,900	400,800			107	331,800	358,200	384,300	411,600	
108	322,800	349,200	374,500	401,300			108	332,400	359,300	384,900	412,100	
109	323,300	350,400	375,100	401,600			109	332,900	360,500	385,500	412,400	
110	323,800	351,400	375,600	402,100			110	333,400	361,500	386,000	412,900	
111	324,200	352,400	376,000	402,600			111	333,800	362,500	386,400	413,400	
112	324,700	353,300	376,500	403,100			112	334,300	363,400	386,900	413,900	
113	325,500	354,200	376,900	403,400			113	335,100	364,300	387,300	414,200	
114	326,300	355,100	377,300	403,900			114	335,800	365,200	387,700	414,700	
115	327,000	356,100	377,800	404,400			115	336,500	366,100	388,200	415,200	
116	327,600	357,100	378,300	405,000			116	337,100	367,100	388,700	415,800	
117	328,200	358,100	378,700	405,400			117	337,700	368,100	389,100	416,200	
118	328,900	358,500	379,200	405,900			118	338,400	368,500	389,600	416,700	
119	329,600	359,100	379,800	406,300			119	339,100	369,100	390,200	417,100	
120	330,400	359,800	380,300	406,800			120	339,800	369,800	390,700	417,600	
121	331,000	360,100	380,500	407,200			121	340,400	370,100	390,900	418,000	
122	331,300	360,500	381,000				122	340,700	370,500	391,400		
123	331,800	360,900	381,500				123	341,200	370,900	391,900		
124	332,300	361,300	381,900				124	341,700	371,300	392,300		
125	332,600	361,700	382,500				125	342,000	371,700	392,900		
126		362,100	383,000				126		372,100	393,400		
127		362,500	383,500				127		372,500	393,900		
128		362,900	384,000				128		372,900	394,400		
129		363,300	384,300				129		373,300	394,700		
130		363,700	384,800				130		373,700	395,200		
131		364,100	385,300				131		374,100	395,700		
132		364,500	385,800				132		374,500	396,200		
133		364,700	386,100				133		374,700	396,500		
134		365,200	386,600				134		375,200	397,000		
135		365,600	387,000				135		375,500	397,400		
136		365,900	387,400				136		375,800	397,800		
137		366,200	387,700				137		376,100	398,100		
138		366,600	388,200				138		376,500	398,500		
139		367,100	388,700				139		377,000	399,000		
140		367,600	389,200				140		377,500	399,500		
141		367,900	389,500				141		377,800	399,800		

	142		<u>368,400</u>					142			<u>378,300</u>				
	143		<u>368,900</u>					143			<u>378,800</u>				
	144		<u>369,400</u>					144			<u>379,300</u>				
	145		<u>369,700</u>					145			<u>379,600</u>				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員			<u>248,400</u>	<u>260,300</u>	<u>264,500</u>	<u>296,400</u>	<u>313,300</u>				<u>257,600</u>	<u>269,800</u>	<u>274,300</u>	<u>307,200</u>	<u>324,600</u>

～（略）～

～（略）～

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 第8条 陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(通勤手当)	(通勤手当)
第10条の5 丶丶丶（略）	第10条の5 丶丶丶（略）
2 丶丶丶（略）	2 丶丶丶（略）
<u>3及び4 丶丶丶（略）</u>	<u>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため規則で定める駐車場を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、支給単位期間につき、5,000円の範囲内で規則で定める額を前2項の規定による額に加算した額とする。</u>
<u>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</u>	<u>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び第3項の駐車場に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</u>
<u>6 丶丶丶（略）</u>	<u>7 丶丶丶（略）</u>
(期末手当)	(期末手当)
第20条 丶丶丶（略）	第20条 丶丶丶（略）
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 丶丶丶（略）	(1)～(4) 丶丶丶（略）
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。
4～6 丶丶丶（略）	4～6 丶丶丶（略）
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第21条 丶丶丶（略）	第21条 丶丶丶（略）
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、

<p>それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 丶丶丶 (略)</p>	<p>それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 丶丶丶 (略)</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第41号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)</p> <p>第9条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、特殊な業務を主として行うパートタイム会計年度任用職員にあっては<u>7,400円</u>、その他のパートタイム会計年度任用職員にあっては<u>4,400円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。</p> <p>2 丶丶丶 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 丶丶丶 (略)</p> <p>3及び4 丶丶丶 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第17条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)</p> <p>第9条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、特殊な業務を主として行うパートタイム会計年度任用職員にあっては<u>7,700円</u>、その他のパートタイム会計年度任用職員にあっては<u>4,700円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。</p> <p>2 丶丶丶 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 丶丶丶 (略)</p> <p>3及び4 丶丶丶 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第17条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>

<p>者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3及び4 丶丶丶 (略)</p>	<p>者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3及び4 丶丶丶 (略)</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

第10条 陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 丶丶丶 (略)</p> <p>3及び4 丶丶丶 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第17条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3及び4 丶丶丶 (略)</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 丶丶丶 (略)</p> <p>3及び4 丶丶丶 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第17条 丶丶丶 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3及び4 丶丶丶 (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

### (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるところによる。
  - 第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定 令和8年4月1日から施行する。
  - 第3条、第5条、第9条の規定による改正後の陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「会計年度任用職員の給与等に関する条例」という。）第15条及び第17条の規定 公布の日から施行し、令和7年12月1日から適

用する。

- (3) 第7条の規定による改正後の陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「一般職の職員の給与に関する条例」という。）第10条の4、第14条、第20条、第21条、別表第1から第3及び会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条の規定 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- (4) 一般職の職員の給与に関する条例第10条の5の規定 令和8年1月1日から施行する。

（令和7年4月1日前の異動者の号給の調整）

- 2 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正後の陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例及び改正後の陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例等」という。）の規定を適用する場合においては、第7条及び第9条の規定による改正前の陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例及び陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。